

(説明資料)

自己評価の方法等について

独立行政法人
大学評価・学位授与機構
平成25年6月19日



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

1 評価基準の性質及び機能等

【評価基準】

- 基準は11章、52基準で構成
- 法科大学院教育の質を保証する観点から特に重視される基準として「重点基準」を設定
- 適格認定は、各基準の判断結果を総合的に考慮し、各基準の判断結果のうち特に重点基準の判断結果を踏まえて行う

【解釈指針】

- 各基準に係る説明及び例示を規定したもの
- 「…が望ましい」と規定されたものは、定められた内容が実施されている場合、優れた特徴として取り扱う

【指摘事項の抽出】

優れた点	法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの
特色ある点	「優れた点」とまではいえないが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの
留意すべき点	「改善すべき点」とまではいえないが、注意を促す必要があると判断されるもの
改善すべき点	基準を満たしていないとまではいえないが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの
是正を要する点	基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの

※「評価実施手引書」参照



【章全体の状況】

〈改定前〉

章ごとに、その状況について4段階で記述

(O^+ , O , O^- , \times)

〈改定後〉

章として非常に優れた状況にある場合や、改善を要する状況にある場合など、特にその状況を示す必要がある場合は、「章全体の状況」として取りまとめる

※「評価実施手引書」参照



2 共通的な到達目標の取組に関する評価について

【趣旨】

平成22年9月16日付け中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「共通的な到達目標の在り方に関する検討結果」における提言を踏まえ、各法科大学院において到達目標に関する取組が適切に実施されているか評価を実施

【評価体制】

評価部会において評価を実施

【評価の内容】

- (1) 学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力の内容・水準として、適切な到達目標が設定され、学生に周知されているか
- (2) 到達目標を踏まえ、適切に教育課程が編成され、学習指導が実施されているか
- (3) 自学自習を通じて学習する内容を含め、到達目標に対する学生の到達レベルを測定するための適切な手段を講じているか

※「共通的な到達目標の取組に関する評価について」参照



3 入学試験競争倍率の評価基準等に係る指標について

【指標】

- ① 5年の評価期間中に少なくとも2回、入学試験競争倍率が2倍を下回った場合
留意事項
- ② 評価実施年度に競争倍率が2倍を下回っており、かつ、他の4年間に競争倍率が2倍を下回る年度があった場合
改善事項
- ③ 評価実施年度に競争倍率が2倍を下回っており、かつ、他の4年間に競争倍率が2倍を下回る年度が2回以上あった場合
是正を求める ⇒ 基準を満たしていないと判断

※1 例外的に、法科大学院の定員が30名以下の場合には、「競争倍率2倍」を「1.6倍」と読み替える。

※2 ただし、当面は平成23年度以後の期間を評価対象とする。

※「法科大学院の認証評価に関する考え方」参照



4 入学定員充足率の評価基準等に係る指標について

【指標】

- ① 5年の評価期間中に少なくとも2回、定員充足率が50%を下回った場合
留意事項
- ② 評価実施年度に充足率が50%を下回っており、かつ、他の4年間に於いて充足率が50%を下回る年度があった場合
改善事項
- ③ 評価実施年度に充足率が50%を下回っており、かつ、他の4年間に於いて充足率が50%を下回る年度が2回以上あった場合
是正を求める ⇒ 基準を満たしていないと判断

※ ただし、当面は平成23年度以後の期間を評価対象とする。

※「法科大学院の認証評価に関する考え方」参照

5 司法試験合格率の評価基準等に係る指標について

【指標】

- ① 5年の評価期間中に少なくとも2回、司法試験の合格率が全国平均の2分の1を下回った場合
留意事項
- ② 評価実施年度に合格率が2分の1を下回っており、かつ、他の4年間に於いて合格率が2分の1を下回る年度があった場合
改善事項
- ③ 評価実施年度に合格率が2分の1を下回っており、かつ、他の4年間に於いて合格率が2分の1を下回る年度が2回以上あった場合
是正を求める ⇒ 基準を満たしていないと判断

※ ただし、当面は平成23年度以後の期間を評価対象とする。

※「法科大学院の認証評価に関する考え方」参照

指標の適用事例について

【指標の適用事例（評価実施年度：平成26年度）】

平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	指摘事項	基準の判断
○	○	○	○	指摘事項なし	満たしている
○	○	○	×		
×	○	○	○		
○	×	×	○	留意事項	
○	×	○	×		
○	○	×	×		
○	×	×	×	改善事項	
×	×	○	○		
×	○	×	○		
×	○	○	×	是正を求める	
×	×	×	○		
×	×	○	×		
×	○	×	×		
×	×	×	×		

※「法科大学院の認証評価に関する考え方」参照

6 評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保

【評価実施後の提出資料】

〈改定前〉

(1) 法科大学院年次報告書

対象校：機構から適格認定を受けた法科大学院

(2) 評価実施後の変更届

対象校：機構の評価を受けたすべての法科大学院

〈改定後〉

(1) 法科大学院年次報告書

対象校：機構の評価を受けたすべての法科大学院

(2) 法科大学院対応状況報告書(新設)

対象校：機構から適格認定を受けた法科大学院のうち、評価において満たしていないとされた基準がある法科大学院

様式
の
一本化

○法科大学院年次報告書等の提出について

・平成23年度以降の評価実施大学提出書類

①法科大学院年次報告書(※本評価受審の前年度まで提出)

[対象] 機構の評価を受けたすべての法科大学院

②法科大学院対応状況報告書

[対象] 機構から適格認定を受けた法科大学院で満たしていないとされた基準があるもの

・平成22年度までの評価実施大学提出書類

①法科大学院年次報告書(※本評価受審の前年度まで提出)

[対象] 機構から適格認定を受けた法科大学院

②評価実施後の変更届

[対象] 機構の評価を受けたすべての法科大学院

【基準分析に係る資料等】

○「自己評価の方法等について」

- ・ 分析に当たっての留意点
- ・ 過去の評価における事例
(改善を要する点に挙げられた主な事例)
- ・ 根拠となる資料・データ等の例
- ・ 関連するQ&A
(基準ごとに関連のQ番号)

○「法科大学院認証評価に関するQ&A」

基準及び解釈指針

第1章 教育の理念及び目標

- 法科大学院の理念及び目標の設定等
 - ・ 法科大学院制度の目的(1-1-1-1)

- 教育の理念及び目標の達成状況
 - ・ 学生の学業成績、在籍状況、修了者の進路及び活動状況等も総合勘案(1-1-2-1)

第1章 教育の理念及び目標

解釈指針1-1-1-1(抜粋)

「教育の理念及び目標が「適切に設定」されていることとは、各法科大学院の教育の理念及び目標が、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するという法科大学院制度の目的に適合していることをいう。」

第2章 教育内容

2-1-1:重点基準（抜粋）

「教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。」

解釈指針2-1-1-1（抜粋）

「法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていることが必要である。」

第2章 教育内容

解釈指針2-1-1-2(抜粋)

「学生による段階的履修に資するよう、カリキュラムが適切に編成されているほか、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導が行われていることが必要である。」

（特別委員会報告の提言）

第2章 教育内容

2-1-2: 重点基準（抜粋）

「次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目
- (2) 法律実務基礎科目
- (3) 基礎法学・隣接科目
- (4) 展開・先端科目」（※各科目下の括弧書きは省略）

2-1-3: 重点基準（抜粋）

「各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。」

第2章 教育内容

2-1-4: 重点基準

教育の目的に応じた4区分の単位数の状況 など

2-1-5: 重点基準

法律基本科目（公法系、民事系、刑事系）

2-1-6: 重点基準

法律実務基礎科目
（法曹倫理、民訴実務、刑訴実務、法情報調査、法文書作成 など）

2-1-7: 重点基準

基礎法学・隣接科目

2-1-8: 重点基準

展開・先端科目

第2章 教育内容

2-1-5:重点基準 (抜粋)

「基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- (1) 公法系科目 10単位
- (2) 民事系科目 32単位
- (3) 刑事系科目 12単位」(※各科目の括弧書きは省略)

→「別に6単位」:特別委員会報告「法学未修者1年次の基礎的な学修の確保」の趣旨に合っているか

第2章 教育内容

2-1-6:重点基準

(法律実務基礎科目)

【必修科目】

法曹倫理(2単位)、民事訴訟実務の基礎(2単位)、
刑事訴訟実務の基礎(2単位)

※他の授業科目でも法曹倫理に留意する必要

【以下に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目より4単位相当が必修又は選択必修】

模擬裁判、ローヤリング、クリニック、
エクスターンシップ、公法系訴訟実務の基礎

【指導が必要(単位認定は問わない)】

法情報調査、法文書作成

第3章 教育方法

「少人数による双方向的・多方向的な密度の高い教育」(3-1-1)

- 同時に授業を行う学生数
- 授業の方法
(授業科目の性質に応じた適切な方法など)
- 履修登録単位数の上限
 - ・ 法学未修者1年次の法律基本科目について、36単位とは「別に6単位」など(3-3-1-1)
(特別委員会報告の提言)

第4章 成績評価及び修了認定

4-1-1:重点基準(抜粋)

「学修の成果に係る評価(以下「成績評価」という。)が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、**学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なもの**として行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) **成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。**
- (2) **当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。**
- (3) **成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。**
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。」

第4章 成績評価及び修了認定

4-1-2

進級制の原則採用

解釈指針4-1-2-1 (抜粋)

「進級制を採用するに当たっては、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件(進級に必要な修得単位数及び成績内容)、原級留置の場合の取扱い(再履修を要する授業科目の範囲)が適切に設定され、かつ、学生に周知されていることが必要である。」

解釈指針4-1-2-2

進級要件を定めるに当たってのGPA制度の活用(望ましい指針)

解釈指針4-1-2-3

進級制を採用しない理由及び代替的措置

第4章 成績評価及び修了認定

4-2-1: 重点基準

- (1) ウ 法学既修者の修得したものとみなされる単位数の上限の30単位を超えて、基準2-1-5のただし書き6単位を修得したものとみなすことが可能(修了要件単位数が93単位を超える分の単位数に限る。)

(2) 修了要件単位数

- ・ 公法系 8単位、民事系 24単位、刑事系 10単位
- ・ 法律実務基礎科目 10単位 (特別委員会報告の提言)
- ・ 基礎法学・隣接科目 4単位
- ・ 展開・先端科目 12単位

第4章 成績評価及び修了認定

4-2-2 (抜粋)

「修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、**基準2-1-5のただし書による単位数**については、**102単位の上限を超えることができる。**」

第4章 成績評価及び修了認定

4-3-1 (抜粋)

「法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める(いわゆる**法学既修者として認定**する)に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。」

解釈指針4-3-1-1 (抜粋)

「適切な法律科目試験の実施及びその他の教育上適切な方法」とは、**基準4-2-1(1)ウの趣旨に照らし当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かを判定するために適切な方法**であって、法科大学院の入学者選抜における「**公平性**」、「**開放性**」、「**多様性**」の確保の要請に適合するものであることをいう。」